

公務員関係判例研究会 令和3年度 第9回会合 議事要旨

1. 日時 令和4年2月17日(木) 15:00~17:00

2. 場所 web会議(中央合同庁舎第8号館6階623会議室を含む。)

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、阿部弁護士、石井弁護士、石津弁護士、植木弁護士、大森弁護士、木野弁護士、鈴木弁護士(座長)、竹田弁護士、中町弁護士、西脇弁護士、野下弁護士、松崎弁護士、峰弁護士(五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 岡本内閣審議官、清水内閣参事官、城戸人事制度研究官、石川調査官、浅井争訟専門官、佐藤争訟専門官

4. 議題: 最近の裁判例の評釈

訓練後に急性心筋梗塞により死亡したことの公務起因性と安全配慮義務違反の有無について争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

ア 事案の概要

(ア) 本件は、陸上自衛隊員であった甲が、平成23年1月に陸上自衛隊A演習場(以下「本件演習場」という。)で行われたスキー機動訓練(以下「本件スキー機動訓練」)の後、急性心筋梗塞により死亡したことをめぐり、甲の相続人であり、同人の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者である原告Xが、被告国(Y)に対し、安全配慮義務違反を主張して慰謝料等の支払いを求めるとともに、甲の死亡には公務起因性が認められると主張して、国家公務員災害補償法による遺族補償給付を受ける地位を有することの確認を求めた事案である。

(イ) 甲は、昭和45年生まれ(本件スキー機動訓練当時40歳)の男性であり、平成元年3月に陸上自衛隊に入隊した。また、甲は、本件スキー機動訓練当時、第●特科連隊本部中隊に所属する2等陸曹(情報陸曹)として主にB駐屯地において勤務しており、その勤務内容は、業務に必要な情報を調査・報告するデスクワークが主体であり、スキー機動訓練等の際には、業務を切り上げて訓練に参加していた。

(ウ) 陸上自衛隊第●特科連隊本部中隊長は、平成22年12月7日、同中隊の隊員に対し、同月14日から平成23年3月18日まで実施する平成22年度中隊冬季戦技錬成訓練に参加することを命じた。この錬成訓練は、平成23年1月に第●特科連隊において実施予定であった連隊冬季戦技競技会(以下「本件競技会」という。)における上位入賞を目指して実施したものであり、そこでは主要な演練項目として「個人機動訓練」等を含む「スキー機動訓練」と総称される訓練が毎年行われているところ、甲は、入隊以降スキー機動訓練に参加していた。

(エ) 甲は、平成23年1月8日午前8時30分頃にB駐屯地を出発し、午前8時45

頃に本件演習場に到着し、午前9時頃に本件スキー機動訓練を開始した。当時の気温は午前9時には-10.7℃、午前10時には-9.7℃であった。甲は、少なくともコースを1周し、約5kmをスキーで移動した後、午前10時頃までには本件スキー機動訓練を終了した。

- (オ) 甲は、午前10時15分にはY駐屯地に戻り、同僚と会話するなどしていたが、午前10時30分頃、胸の痛みを訴え、低血圧状態（収縮期80、拡張期53）となったことから、午前10時50分頃にD病院に搬送された。甲はその後E病院に転院し、治療を受けていたが、同月12日、急性心筋梗塞により死亡した。
 - (カ) 甲は、本件スキー機動訓練の直近20年間にわたり、1日20本程度の喫煙をしていたほか、平成17年度ないし平成19年度及び平成21度の「総コレステロール値」について「経過観察」、平成21年度の「LDLコレステロール値」について「要精査」との診断を受けた。ただし、平成22年度は、血圧や心電図を含め、全項目において正常参考値内又は正常範囲内とされている。
 - (キ) B駐屯地業務隊長F（補償事務主任者）は、Xに対し、平成27年9月29日、一次判断として甲の急性心筋梗塞は公務に起因するものではない旨通知した。
- イ 本件の主な争点は、(ア)甲の心筋梗塞発症の公務起因性及び(イ)Yの安全配慮義務違反の有無である。
- ウ 本件判決（旭川地裁令和2年3月13日）は概要以下のとおり判示し、甲の心筋梗塞の発症には公務起因性が認められるとする一方、Yの安全配慮義務違反については認められないと判示した。

(ア) 甲の心筋梗塞発症の公務起因性

- a 甲には、一定程度の動脈硬化病変が基礎疾患としてあったものの、確たる発症因子がなくても自然経過で心筋梗塞を発症させる寸前にあったとは認められない。
- b 寒冷気候下では脳・心臓疾患が誘発される又は増悪するとの報告があるところ、本件スキー機動訓練が-10℃前後という相当の低温下で実施されていること、また、陸上自衛隊員を含め多くの公務員にとって経験することの少ない環境下で行われたことによる相応の精神的・肉体的負荷が血管の拡張・収縮を介してズリ応力を発生させたとみることは合理的であることからすると、本件スキー機動訓練は、甲のプラークの破綻をもたらす危険性を有していたと認めるのが相当であるから、甲は、本件スキー機動訓練により基礎疾患がその自然の経過を超えて増悪したことにより心筋梗塞を発症したと認められる。
- c 本件スキー機動訓練以外に基礎疾患を増悪させる因子があったとは認められない。

(イ) Yの安全配慮義務違反の有無

- a 諸検査の結果から、甲は、激動を伴う本件競技会に参加することも問題なく認められる程度の健康状態であったのであるから、Yにおいて、甲の健康状態に応じた個別の負荷心電図検査を同人に対して実施すべきであったとまでいうことはできない。
- b 急性心筋梗塞であるとの疑いの前提となる心電図検査も行われていないことからすると、当初からE病院へ搬送するという対応をとらずD病院に

搬送するという判断自体が不適切であったとはいえない。

- c. 本件スキー機動訓練中に甲に異常が生じていたとしても、同僚が甲の異常を認識できたのは、訓練終了後のバス内における甲の「目の前が真っ白になった」旨発言した時点であり、それ以前に甲が胸痛の発生を同僚に伝えた事実を認める足りる証拠はないから、上記発言があったからといって、ただちに甲を病院に搬送すべきであったとは認め難い。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 本判決において国の安全配慮義務違反が否定されたのは、甲に基礎疾患があることにつき国において把握できる所見がなかったこと、本件スキー機動訓練そのものは毎年実施されており、当日の天候等も例年と特段異なるものではなかったこと、および本件事故が突発的で対応困難であり、結果回避可能性が低かったと判断されたことが要因であると考えられる。ただ、本件においてAEDの準備状況については特に触れられておらず、これが主張された場合、結論に影響をおよぼしたかどうか、興味のあるところではある。
- 本件判決の類似例として神戸地裁 H19. 9. 26 判決がある。これは、同じく陸自隊員が訓練後に死亡した事例について、当時の隊長に過失があるとして国に対する損害賠償請求が認容されたものであるが、当該隊員に基礎疾患（狭心症）があることを認識しつつ、医師等の専門家に確認することなく同人を訓練に参加させたことに過失ありと判断されている。具体的なリスクファクターを使用者側で把握していたか否か、更に把握していた場合、訓練参加の可否判断に当たり執るべき所要の措置について判示している点において、本件判決と対照的である。
- 当局において、職員の健康状態を把握する手段としては、法令上実施が義務付けられている健康診断のほか、診断書の提出を始めとした本人又は家族からの申告等が考えられる。使用者は、このような情報から職員の健康状態を適切に把握し必要な配慮を行うべきである。他方、一般的に個人の健康情報は秘匿性の高い情報であるから、使用者の都合で法定以外の健康診断を受診させる権限はないのが原則であり、日常特段健康上のリスク所見がない職員について、その職種や従事する業務との関係上、特に健康状態を把握する必要があると判断したときは、対象職員と協議の上、同意を得て慎重に進める場面も生じ得る。そのことからすると、原則として使用者に上記を超えた職員の健康状態に係る積極的な把握義務はないといえるであろう。したがって、本件のような場合には、使用者側は、対象の職員に対して自身の健康状態について聞き取りをするなど、自己申告を求めることによって一定の注意義務を尽くしたと判断されることも考えられる。
- 近年、権利意識の高まりもその背景にあるが、要配慮個人情報である診断書については、必要があるにもかかわらず対象職員からの取得が困難となっており、可能であるとしても費用負担や使用目的の明確化を求められるなど、実務上も対応に苦慮しているところである。健康状態の把握のため必要であるにもかかわらずその提出を拒否する職員に対しては、そのこと自体が過失相殺の対象となり得ることを説明の上協力を求めるほか、そもそも当該業務に参加させないといったことも、安全配慮義務を果たす上では肝要であると思われる。
- 前記神戸地裁の事件は、被災者に狭心症という基礎疾患があったことは客観的に明らかであったが、本人が自身の健康管理に配慮をせず、医師の診察結果を上

司に伝達していなかったなどの事情がある。職員の健康状態の把握に当たり診断書の提出を求めるという対応において、この神戸地裁の事件のように、職員が自身の健康状態に関して必要な申告せず、診断書の提出等にも応じないなどの状況下で、職員に過失が認められ損害額の相殺がされているとはいえ、使用者側にどこまで注意義務が課されるのか。健康上一定のリスクを持つ職員には診断書の提出を義務付ける取扱いが可能か否かも含め、実務上一つの論点であろう。

- 例外的に、一定の個別・具体的な事情がある場合には、職員の健康状態に関して、使用者側に積極的な注意義務が発生する状況が考えられる。すなわち、職員が過重労働に従事していることが客観的に明らかである場合、当該職員の負担軽減の措置を執るなどの義務や（大阪高裁 H20. 3. 27 判決参照）、前記神戸地裁判決のように、日常生活上の労作よりも負荷のかかる作業（訓練等）を行わせるに当たり、具体的に基礎疾患の存在を把握している場合において、しかるべき判断・措置を講じる義務等が挙げられるであろう。
- 事業主体が異なる地方公務員の場合は、公務起因性の有無と安全配慮義務違反に係る損害賠償請求は別訴となるのが通例であるが、本件は、国家公務員ということもあり、両者が同一の訴訟により提起されているのが特徴的である。ともすれば公務起因性が認められた事件での判断枠組みが安全配慮義務違反の訴訟にもそのまま持ち込まれ、過失の有無等に関する議論が十分にされないまま、比較的安易に損害賠償が認められる傾向が否定できない中、本件は同一の事件において比較的両者を分けて判断しているといえよう。
- 安全配慮義務違反について、公務起因性と同一の訴訟とした影響もあるためか、原告からさほど厚く主張されておらず、裁判所も簡潔に判断している印象である。特に甲の健康状態の評価に係る「本件競技会に問題なく参加できる程度」とは具体的に何を指しているのか。公務起因性の議論では、本件訓練自体はプラーク破綻を引き起こすリスクがあったとされた一方、安全配慮義務の場面では定期健康診断で所見がなかったことをもって問題なしとしているところ、定期健診はプラーク破綻の具体的な危険性を判断するものではなく、また、本件訓練が隊員にとって特別の負荷をかけるものであることを考えると、もう少しこの点について細かく判断してもよかったのではないか。
- 精神疾患に係る公務起因性は、比較的忠実に基準に従って判断され、その中で個人の有する特性(脆弱性)についてどのように救済するかが問題となっている。他方、本件のような心筋梗塞といった血管系疾患の場合は、最高裁において示された「(当該公務が) 自然の経過を超えて増悪させる要因となり得る過重性を有していること」「(当該公務の) 他に危険因子が認められないこと」が用いられており、基準上の「…自然的経過を超えて著しく増悪させ～」よりは緩やかに判断していると思われる。この点、脳・心疾患の場合は、精神疾患と異なり、発症の事実は医学的に明らかであり、公務外要素の有無も比較的明瞭に分かるため、ある意味逆算的に判断でき、公務起因性が認められやすいことがその要因であると考えられよう。
- 本件スキー機動訓練の過重性につき、本件判決は「(陸上自衛隊員も含め) 多くの公務員にとって経験することのない環境下で行われ…」としているが、被災者が陸自隊員という比較的過酷な業務に日常的に従事する職種であったことを

鑑みると、比較の対象を「多くの公務員」としているのは、対象をやや拡大しすぎではないか。また、基準における「通常の日常の業務に比較して特に質的に若しくは量的に過重な業務」への該当性も、甲が陸自隊員であることを考慮すると若干疑問が残るところであり、この部分が、当初、当局側が本件事故を公務災害と整理しなかった要素であるとも考えられる。

- 陸自隊員であったとはいえ、甲の日常業務はデスクワークが主体であったことを考慮すると、本件スキー機動訓練と日常の事務仕事との間には一定のギャップがあったとも考えられる。このように、年齢や基礎疾患のほか、従事する業務の質的・量的な過重性と同業務に対して職員が有する耐性との相関関係、過重な負荷がかかると思われる場合における健康状態の把握の必要性とその程度等について、安全配慮義務を果たす見地からどこまで行わなければならないのか、その検討・判断が困難を伴うと思われる。
- (3) 次回会合は、令和4年3月17日（木）に開催することとした。

以上